

# 第 1 5 8 回

---

## 杉並区都市計画審議会議事録

---

平成 2 3 年(2011 年) 3 月 2 9 日(火)

議 事 録

会議名		第158回杉並区都市計画審議会
日 時		平成23(2011)年3月29日(火)午前10時～午前11時
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒川・村上・***・***・関口 〔区 民〕 今村・徳田・倉本・上野・松枝・ 小國・大原 〔区議会議員〕 安斉・太田・川原口・***・藤原・ 小川・大泉 〔関係行政機関〕 海老原・一ノ口
	説明員 (区)	〔政策経営部〕 企画課長 〔危機管理室〕 **** 〔区民生活部〕 産業振興課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、土木担当部長、 まちづくり担当部長、都市計画課長 調整担当課長、まちづくり推進課長、 拠点整備担当課長、住宅課長、建築課長、 土木管理課長(道路区域整備担当課長兼務)、 建設課長、交通対策課長、みどり公園課長、 鉄道立体担当課長、杉並土木事務所長 〔環境清掃部〕 環境清掃部長、環境課長
傍聴	申 請	3名
	結 果	3名
配布資料		郵送分 第158回杉並区都市計画審議会次第 配布資料一覧 <報告事項> ・京王線の連続立体交差事業について 参考資料 ・和田一丁目公園の周辺道路について 参考資料 当日配布資料なし
議事次第		1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 署名委員の指名 4. 傍聴申出の確認 5. 議題の宣言 6. 議事 〔報告事項〕 京王線の連続立体交差事業について 和田一丁目公園の周辺道路について 7. 事務局からの連絡 8. 閉会の辞

## 第158回杉並区都市計画審議会

都市計画課長        それでは、会議に先立ちまして、本日、都市整備部長から一言ご挨拶をさせていただきますと思います。

都市整備部長        皆様、おはようございます。

                         本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。開会前の貴重なお時間でございますが、一言ご挨拶をさせていただきますと存じます。

                         去る3月11日に発生いたしました東日本大震災につきましては、皆様から多大なご支援をいただきまして、まことにありがとうございます。

                         杉並区も南相馬市と災害時相互援助協定を締結してございまして、南相馬市を中心に被災者への支援を続けてまいりました。これまでに4回にわたって大型バスあるいはマイクロバスを仕立てて、物資を運ぶとともに、

                         この物資の輸送に当たりましては、ごく初期には南相馬市まで行ってくれるバスを探すのにちょっと難渋をいたしました。また、原子力発電所の事故の問題もございましたが、南相馬市に物資を届けるとともに、南相馬市の被災者の方々を東吾妻町にある区の施設まで移送をさせていただきまして、ピーク時では400名を超える方々を区の施設、あるいは周辺の宿泊施設でお預かりしております。現在でも、三百数十名の方々がそちらで生活を送られているところでございます。体育館のような避難所ではございませんで、宿泊施設でございますので、幾らかはお慰めになるかなと考えてございます。その後も引き続き、保健師あるいは教育関係者が行きまして、子どもたちの問題、高齢者の健康問題の相談の一助とさせていただいてございます。

                         こういう活動ができますのも、お集まりの皆様方、区民の皆様、議会の皆様、また各種団体の皆様から、被災者に対して多大なご支援をいただくとともに、被災者を支援する区を応援していただいたたまものでございます。今後とも、区といたしまして被災者の支援に当たってまいり所存でございます。どうぞ皆様におかれましても被災者への支援、また、区へのご支援を切にお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

都市計画課長        本日は、井口委員、金子委員、中井委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。都市計画審議会委員21名のうち、現在、18名の委員

が出席されておりますので、第 158 回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

なお、本日の会議の次第でございますが、修正がございましたので、差し替え版を机上にお配りさせていただきました。大変失礼いたしました。

それでは、会長、会議の開催をよろしくお願いたします。

会長

それでは、ただいまから第 158 回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

早速ですが、本日の会議録署名委員は藤原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、本日の傍聴の申し出はどんな具合でございますか。

都市計画課長

本日は、3名の方から傍聴の申し出がございました。

会長

それでは、事務局から議題の宣言をよろしくお願いたします。

都市計画課長

本日の議題は、報告案件が2件でございます。

報告案件1「京王線の連続立体交差事業について」、2「和田一丁目公園の周辺道路について」でございます。

資料はお手元の「配布資料一覧」の内容となっております。説明に入ります前に、ご確認をよろしくお願いたします。

会長

それでは、議事に入ります。

審議案件の1点目ですが、京王線の連続立体交差事業について、最初に説明をよろしくお願いたします。

鉄道立体担当課長

私から、京王線の連続立体交差事業についてご報告いたします。

最初に、資料のご確認をお願いいたします。添付資料につきましては、裏面の6に記載のとおり、資料1から3を添付してございます。

資料1は、杉並区作成の鉄道付属街路の都市計画案に関するもので、1枚目に「東京都市計画道路の変更(杉並区決定)」と表題がある計画書、次に、A3判の総括図、3枚目、4枚目に計画図、5枚目に「都市計画の案の理由書」を綴じてございます。

資料2につきましては、1枚目に「都市高速鉄道第10号線の計画概要」、2枚目にA3判の「連続立体交差化および複々線化計画等の概要図」、3枚目に「工事着手までの手続き」を綴じてございます。

資料3は、「京王電鉄京王線(笹塚駅~つつじヶ丘駅間)連続立体交差化及び複々線化事業の環境影響評価準備書について(要約)」とございます、A4判の両面印刷の4枚を綴じてございます。資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、ご報告いたします。

東京都は、京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）の連続立体交差化及び複々線化事業について、都市計画案の縦覧期間及び環境影響評価準備書の要約等を本年1月25日に公表し、3月7日から縦覧、意見書の提出手続きを実施してございます。杉並区では、鉄道の連続立体交差化に伴い高架化される鉄道の北側に沿って、住環境の保全などを目的とする付属街路の都市計画案を作成し、東京都の手続きに合わせ公告・縦覧、意見書の提出手続きを実施してございます。

説明の順番は前後しますが、区が作成した都市計画案の前に、3に記載の関連都市計画案を含め、連続立体交差事業全体について簡単にご説明させていただきます。

まず、資料2のほうをごらんください。

黒い丸で示した「京王電鉄京王線（都市高速鉄道第10号線）の都市計画変更」につきましては、東京都が決定すべき鉄道の都市計画案です。この変更区間は主に高架式による複々線で、昭和44年に都市計画が定められてございましたが、今回、連続立体交差化及び複々線化の計画に合わせて構造や区域について都市計画の変更を行うものです。

下のほうの黒丸の「都市高速鉄道付属街路」、これは杉並区、世田谷区が決定すべき都市計画案になります。良好な住宅地の環境保全や駅などへのアクセス向上、周辺地域の安全性の向上などを目的に計画してございます。

2枚目のA3の概要図をごらんください。

鉄道の都市計画変更区間は、笹塚駅からつつじヶ丘駅間の約8キロでございます。このうち連続立体交差化予定区間は約7.1キロメートル、複々線化予定区間は約8.3キロメートルになります。

構造形式につきましては、下の縦断図のように在来線を高架式に、複々線化のための線増線、新たにふやす線を地下式とする併用方式を採用してございます。

上のほうの平面図をごらんください。

鉄道に沿って青色で示している部分が鉄道付属街路になります。東鉄10付3号線から17号線までの15路線がございますが、杉並区内に係る路線につきましては、芦花公園駅東側の第6号線と下高井戸駅西側の第9号線の2路線でございます。今回、杉並区ではこの2路線の都市計画案を作成しましたので、ご報告するものです。

資料1、「東京都市計画道路の変更」をごらんください。

都市計画上の名称としましては、東京都市計画道路区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第6号線、同じく第9号線でございます。第6号線につきましては、世田谷区南烏山四丁目から杉並区上高井戸一丁目までの約890メートルのうち、世田谷区内の約740メートルを除く杉並区内約150メートルでございます。第9号線につきましては、世田谷区桜上水四丁目から世田谷区松原三丁目までの約480メートルのうち、世田谷区内の約80メートルを除く杉並区内約400メートルでございます。

位置関係につきましては、資料2枚目の総括図をごらんください。

付属街路第6号線の杉並区部分は、図面左下の芦花公園駅と環状8号線間の赤く示した部分でございます。第9号線は、図面の一番下の部分、桜上水駅と下高井戸駅間の赤く示した部分でございます。

続いて、資料の3枚目と4枚目が第6号線と第9号線の計画図でございます。赤く着色した部分が杉並区部分の付属街路となります。

鉄道の計画変更線に沿って北側に設置する形でございますが、現在の鉄道の構造形式、4線高架方式から、2線高架、2線地下の併用方式に変更することで、鉄道の計画面積も全体的に小さくなってございます。

付属街路6号線、9号線につきましては、この計画図で見ると、6号線についてはおおむね現在の鉄道敷地の中に位置し、9号線については現道の区道があることから、この付属街路が私有地に係る面積についてはごくわずかになると推定してございます。

表紙に戻りまして、都市計画案の縦覧と意見書の提出につきましては、2に記載のとおり、現在、手続き中でございます。縦覧期間は平成23年3月7日から4月6日まで、意見書の提出期間は平成23年3月7日から4月20日まで、縦覧場所は杉並区都市整備部都市計画課でございます。

関連する鉄道の都市計画案と環境影響評価準備書につきましても、3と裏面の4に記載のとおり、現在、手続きが行われてございます。

東京都が決定権者となる鉄道の都市計画の名称は、東京都市計画都市高速鉄道第10号線で、環境影響評価はこの鉄道の都市計画が対象となっております。

裏面をごらんください。

環境影響評価の対象事業の名称としましては、京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業でございます。

なお、環境影響評価準備書の要約につきましては、東京都が公表した際  
のものを資料3として添付してございます。

最後になりますが、今後の予定でございます。平成23年度、都市計画案  
及び環境影響評価準備書の説明会、24年度、杉並区都市計画審議会へ諮問、  
都市計画決定、25年度に事業認可を予定してございます。

23年度予定の説明会につきましては、今月16日から28日に開催する予  
定でしたが、11日の東北地方太平洋沖地震に伴いまして、来場者  
の安全や計画停電の影響を考慮して延期したものでございます。現在、東  
京都関係区市、京王電鉄とで日程を調整しているところでございます。

また、24年度の都市計画決定に当たりましては、当審議会に付属街路の  
都市計画案と東京都が決定する都市高速鉄道第10号線に対する区長意見を  
あわせて諮問し、答申いただく運びとなりますので、よろしくお願いた  
します。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、この報告についてご質問、ご意見がございましたら、どなた  
からでも結構でございます。

委員

京王線の立体化で、一部、首都高速道路とのはざまになる地域があって、  
南北高架で挟まれる地域、ここにお住まいの方々の住環境がどうなのかと  
いうことがやはり大きく問われることになると思うんです。環境影響評価  
の中で、住環境の問題で圧迫感というあたりの項目がないんですけども、  
そういったことについての評価はどういうふうにとらえていくのか、まず  
伺いたいと思います。

環境課長

委員ご指摘の圧迫感といった評価の項目はないんですが、具体的に少し申  
し上げますと、環境影響の要素ということでは、評価法、アセス法に基づ  
いた評価のいわゆる項目がございまして、そういった中でも、その地域の環  
境、特に今ご指摘があったような高架に挟まれるということも含めまして、  
適切な環境影響評価、特に騒音ですとか、あるいはまた振動等が響くこと  
もございまして、そういった特殊な環境であることを考慮した評価、こ  
れを今後この準備書に関して、また、手続きに基づきまして区長意見を出  
すこととなりますので、そういった中で述べていきたいと考えてございま  
す。

委員

そのあたりが恐らく住民の方々も、南北両方で高架に挟まれると、かなり

暮らしにくくなるし、影響が大きいと感じていらっしゃると思うんですけども、説明会が開かれる中でそうした意見はあったのかどうか。かなりたくさんの意見があったのか、それともなかったのか。その辺についてはどうでしょうか。

鉄道立体担当課長 今回の都市計画案につきましては、説明会を延期してございますので、これからになります。素案の説明会が平成 21 年 11 月にございましたが、そういうご心配の意見もございました。

委員 その住民の方々の意見は割と強く、たくさんの方々から出された感じだったのかどうか。

鉄道立体担当課長 おっしゃる方はやはりお住まいの方ですから、そういう思いはあるかと思えます。それから、数につきましては、延べ 3,000 名の方がお見えになりまして、質問された方が約八十数名でございましたので、全体的にどれぐらいの割合ということは把握してございません。

委員 高架と、それから地下にも急行ですか、特急ですか、地下にもつくって通すということなので、地下で通すのだったら、もう全部地下にして、地上での影響をやはり少なくするということも、案としては考えられたのではないかと思うんですけども、その辺のいきさつとして、両方地下にしなかったあたりの理由は何でしょうか。

鉄道立体担当課長 鉄道の構造形式につきましては、事業主体である東京都のほうで比較検討を行い、選定してございます。

併用方式を選定した経緯につきましては、まず、委員がおっしゃるように、全線地下方式、現在の都市計画である全線高架方式との 3 つの構造形式について比較検討したと聞いてございます。

比較なんですけど、地形的条件、計画的条件、事業的条件の 3 つの観点から比較検討したと聞いてございます。地形的条件については 3 つの構造形式とも同等。計画的条件では、踏切の除却数において、全線地下方式の場合については 3 カ所の踏切が除却できないということがございまして、全線高架方式と併用方式が同等。それから、事業的条件につきましては、地下方式が 3,000 億円に対して、併用方式と高架方式が 2,200 億円ということでございまして、高架方式と併用方式が同等ということになってございます。さらに、都市計画の新たに設定する面積において、併用方式のほう面積が少ないということから、併用方式を採用したというふうに説明がございました。

委員                   それで、今、縦覧期間を設けてやっていますけれども、これまでの経過から費用の問題や面積の問題で併用方式になったという説明がありましたが、例えば縦覧期間の意見として、やるのだったら地下で一気にやったほうがいいというような意見がかなりたくさん寄せられてきた場合、その計画をもう一回見直しということが手続き上できるのかどうなのか。これを聞いておきたいと思います。

鉄道立体担当課長   構造形式につきましては東京都が判断することでございますので、私のほうからできる、できないというようなことは申し上げられませんが、意見書提出手続がございますので、それらの意見を参考としながら決定していくものと考えてございます。

委員                   最後に、地震で震度7ということが東北で起きて、本当に被害に遭われた方は大変な状況だと思うんですけども、東京で震度7ということがあった場合、阪神・淡路大震災のときも高速道路は安全神話で、安全だ、安全だと言われていたのが倒壊をしたということがあるので、どれぐらいこの高架がそういう震度7あたりの地震に耐えられる構造になっているのかということも、もう一方ではちょっと心配としてあるんですね。首都高速道路の高架が大丈夫なのか。それから、これからつくる高架はどれぐらいの地震に耐えられる構造を考えているのかということが、今改めて注目されると思うんですけども、そのあたりがわかれば教えていただきたいと思います。

鉄道立体担当課長   阪神・淡路大震災以後、その耐震の基準も変わりまして、首都高速4号線につきましても、補強工事が完了していると聞いてございます。今回の地震では、東北新幹線の構造物の一部で破損があったと報道等で聞いてございますが、一部は耐震補強前の橋脚だったという報道もございました。詳細については私ども細かくは把握してございませんが、その辺は今後調査の上、国のほうで適切に基準等を検討されるものと考えてございます。今回の京王線の構造物につきましても、詳細設計時に綿密な調査検討が行われるものと考えてございます。

会長                   ほかはどうでしょうか。

もしご意見がなければ、この報告はこれくらいでよろしゅうございますか。

それでは、京王線の連続立体交差事業についての報告は、これにて終わりにしたいと思います。

それでは、報告案件の2件目ですが、和田一丁目公園の周辺道路についての説明をよろしく申し上げます。

みどり公園課長 前回の平成22年11月4日の第157回都市計画審議会で諮問を決定いただいた際に、東京都市計画公園杉並第2・2・46号和田一丁目公園の区域と周辺道路についての説明が十分でなく、申し訳ございませんでした。本日は、公園の区域のうち、建築基準法第42条第2項に該当する道路及び同法第42条第1項第5号に該当する位置指定道路の後退を要する部分についての報告をさせていただきます。

また、申し訳ございませんが、資料の最初から3行目の「法第42号」の「号」の字は「第42条」の「条」の間違いでございます。重ねて申し訳ございません。

今回、国から、道路部分を分けての用地の払い下げがこの規模の用地では行われませんでしたので、用地費並びに擁壁部分などの後退整備費について国の補助金を活用するため、後退部分を公園の区域とし、道路と一体に整備をします。整備の方法は、後退を要する部分を公園の施設として現況の2項道路及び位置指定道路と一体的に整備することで、必要な幅員を確保し、道路の通行並びに地域の安全に配慮してまいります。

対象区域の内訳ですが、2項道路部分は延長が66.6メートルで、後退幅員は0.6~1.1メートルで、後退面積は63.9平米でございます。位置指定道路部分は延長が23.8メートルで、後退幅員は0~0.6メートルで、後退面積は7.7平米でございます。合わせて、後退面積は71.6平米でございます。これは、公園面積2,131平米に含まれてございます。

2枚目に図をつけてございます。周辺道路の現況の幅員と後退位置を示してございます。2項道路と一体で整備する部分は赤の斜線で、位置指定道路と一体で整備する部分は青の斜線で示してございます。都市計画公園区域については緑色の斜線で示してございます。

私からは以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

これについてのご意見、ご質問がございましたらば……。よろしいですか。

ちょっと私のほうからお願いなんですけれども、今の読み上げだと、何が説明されているかよくわからない。何か絵を出すとか、工夫をして、委員の方々に本当の中身は何を言っているのかわかるように工夫をしていた

だけですか。

では、この報告案件はよろしゅうございますか。どうもありがとうございます。  
いました。

では、このことについてはこれまでにしておきます。

以上、報告事項を終了しますが、重ねて委員の方々からご意見はありますか。

委員 和田一丁目公園の件で、道路のことではないんですけども、やはり防災機能をきちっと持たせた公園整備を要望しておきたいと思いますので、その点だけ意見を言わせていただきます。

委員 前回、この和田一丁目公園の説明があったのですが、私はその後、ちょっとここへ行って見たんです。そうしましたら、これが本当に公園になるのかなというような地形ですね。ですから、もしこういうことがあったら、事前にちょっとここを見て、みんなで判断をするということも必要ではないかなと思うんですね。これは上から見た平面図ですけども、横から横断すると、すごい形になっていますので、今後、こういうことが提案されたときは、一応現地を見て、そして、判断をすることが必要ではないかと思います。

会長 ですから、案件があるときは、そういう現地を見るような工夫もちょっとしていただきたいと思います。幾つかはこの間も見せていただいたりしましたけれども、そんな機会を委員の方々にも与えるように工夫をしていただきたいと思います。

委員 素朴な質問なんですけれども、道路というのは隅切り 道路があって、こういうふうに行くと、片方だけ隅切りをすればいいんですか。両方隅切りというのは この地図の一番右角は、片方だけで済んでしまうわけですか。

会長 どここのところの隅切りですか。

委員 この公園の、こう来て、こっち側は隅切りがあるけれども、こっちもやるんじゃないのかなと思うんですが。

会長 公園の一番東南の角をこんなふうにしなくて、隅切りにして公園を減らしたらどうかと。

土木管理課長 基本的には隅切りは狭い道路が交わるようにつくるように規定されておりますが、こちらは区道のほうが6メートルを超えていますので、こちらの広い道路のところにつきましては不要になるという規定になっており

ますので、ここだけがないという形で……。

会長            そんなことはないよ。では、大きな青梅街道に隅切りは全部ないですか。全部隅切りしてありますよ。そういう言い方をしないで、公園側もちゃんと配慮しなさいよということなんだよ。

土木管理課長    私からは、建築基準法上の関係でそのような規定があるということで申し上げましたけれども、今、会長からお話の、広幅員の道路だからといって要らないということは道路計画上はないということはおっしゃるとおりだと思います。

会長            でも、これは公園だと言い張らないで、少し隅を切ってやったほうが、皆さん、ここを使う方々にとっては、ご老人にだって見通しもいいし、いいと思いますよ。

みどり公園課長    この部分は、公園の角ということで出入口を整備しますので、その際に今言われたような形で見通しをよくして、交通安全上の措置をするように考えて、隅という形で具体的に2項のような形かどうか、形態としそういう形で考えています。

会長            そういうことでよろしいですか。

では、それが本当にできたときにみんなで見に行こうじゃないか。約束を守るか守らないか。多分、地形的にすごい坂の高低がありますから、ついでに見たほうがいいと思うんです。そういうことでお願いします。

では、最後に事務連絡があれば。

都市計画課長    次回の開催につきましては、現在のところ、まだ決まってございません。開催時期が決まり次第、調整の上、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

会長            では、そういうことですので、今回はまだ未定だということです。

それでは、以上で本日の予定の議事をすべて終了しましたので、これで第158回杉並区都市計画審議会を閉会とします。どうも長時間ありがとうございました。

了